令 和 5 年 度 事 業 報 告

1　活動方針

当暴力追放運動推進センター（以下「当センター」という。）は、暴力団員等による不当な要求に対する被害防止相談、各種事業所の不当要求防止責任者に対する講習会、また県民に広く暴力追放意識の醸成・高揚を図るために暴力追放県民大会を開催する等、「暴力団が存在しない明るく住みよい鹿児島」の実現に寄与することを目的に、各種暴力団排除活動を積極的に推進している。

県内の各警察署管内には、企業等防衛対策協議会が結成され、各企業においては、あらゆる契約書や約款等に暴力団排除条項を導入して反社会的勢力との一切の取引を遮断する方針を打ち出すなど、個々の企業自体や行政機関においてコンプライアンスが重視され、廉潔性・透明性が求められる中で、当センターの更なる指導力が要求されるところである。

全国の暴力団情勢については、平成２７年８月に分裂した日本最大の暴力団組織六代目山口組は、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組と分裂し、指定暴力団として共生する中、特に六代目山口組と神戸山口組、また、六代目山口組と池田組の間では、対立抗争の状態にあり、刃物や銃器を使用した刺傷事件が相次いで発生するなど、平穏な市民生活を脅かす深刻な事件が頻発している状況にあり、本県においても、六代目山口組や神戸山口組の傘下組織や組員が存在していることから予断を許さない状況にある。

一方、県内を拠点とする四代目小桜一家については、勢力は減少傾向にあるものの、未だ一定の勢力を保持して不法行為を繰り返しており、依然として県民に大きな不安と脅威を与えているところである。また、暴力団と親交のある「えせ右翼・えせ同和」団体による民事介入暴力事案及び不当要求行為等についても減少しているものの、依然として県民生活の脅威となっている。

今後も、県民を守り、「暴力団が存在しない明るく住みよい鹿児島」の実現に寄与することを目的に、各企業の責任者を対象とした「不当要求防止責任者講習会」の更なる充実を図るとともに、相談事業においては、行政、県警察等関係機関･団体、県弁護士会等と連携を強化して迅速・的確に対応し、県民総ぐるみの暴力追放運動を展開していくこととする。

令和５年度の活動方針は、

⑴　暴力団追放意識の普及・高揚
⑵　暴力団排除活動に対する強力な支援
⑶　暴力相談に対する適切な対応・出張相談の積極的な推進
⑷　少年に対する暴力団の影響排除活動の推進
⑸　行政対象暴力に対する指導の強化
⑹　不当要求防止責任者講習会及び企業単位での講習会の実施
⑺　暴力団員の組織からの離脱に対する支援活動の推進
⑻　暴力団事務所の使用差止請求

と定め、鹿児島県警察指導のもと関係機関・団体及び市町村等各種行政機関と緊密な連携をとり、これらの団体に対する暴力追放機運の向上に努めるとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく「不当要求防止責任者講習会」等を開催するなど暴力団追放・排除活動を積極的に推進した。

2　事業活動

⑴　暴力団追放意識の普及・高揚

ア　広報宣伝活動の推進

暴力団追放意識の普及・高揚のために報道機関、各市町村、関係機関・団体等に暴力団排除のための資料を積極的に提供するとともに､当センター発行の広報紙｢暴追かごしま｣、「暴追情報」の製作配布、当センターホームページ等の広報媒体により「暴力団追放三な

い運動プラスワン」など暴力団追放意識の普及・高揚に努めた。

イ　暴力追放大会の開催

(ｱ)　１１月７日(火)、宝山ホール（鹿児島県文化センター）において、「第３２回暴力追放県民大会」を鹿児島県警察本部長、鹿児島市内の三警察署長、鹿児島県知事等の出席をいただき、「暴力団追放三ない運動プラスワン」をスローガンに約５００人の参加の下、盛大に開催した。

(ｲ)　１１月頃、甲突川左岸緑地公園において開催予定であった鹿児島市三地区防犯連主催による「令和５年度鹿児島市暴力追放中央大会」は、コロナ及びインフルエンザウイルス感染症拡大により中止となった。

ウ　暴力団対策研修会への積極的参加

各地域・職域等において、暴力団対策法に規定されている「不当要求防止責任者講習会」をはじめ行政・企業等に対し、これに準ずる「暴力団対策研修会」を開催するとともに、これらの会合や行事に積極的に参加し、暴力団情勢、暴力団対応要領等の講話を行い暴力団追放意識の広報・啓発を図った。

エ　暴力団追放活動功労者に対する表彰

暴力追放運動を積極的に推進し、多大な功労があった個人・団体に対し、それぞれ表彰を行った。

⑵　暴力団排除活動に対する強力な支援

ア　各地域・職域の暴排組織に対する積極的な情報提供

イ　各地域・職域・団体等による暴力追放排除活動等に対する支援

ウ　地方への暴力団進出に対し、迅速・的確な住民への暴力団排除支援活動

エ　企業等自主暴力団排除組織による暴力団対策研修会への支援

オ　各種行政機関の職員を対象にした研修会等への支援

⑶　暴力相談に対する適切な対応

当センター職員である暴力追放相談委員が、面接・電話等による相談に応じるとともに、事案によっては、県警察及び県弁護士会の協力を得て適時・適切な指導を行った。

⑷　少年に対する暴力団の影響排除活動の推進

ア　少年に対する影響排除事業

少年に対する暴力団の影響排除のため、警察、防犯団体等と緊密な連携を図り、暴力団予備軍等の実態把握に努めた。

イ　研修活動

６月２７日、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく指定された少年指導委員に対する「鹿児島ブロック研修会」を開催した。

⑸　行政対象暴力に対する指導の強化

暴力団等が公共工事の利権獲得のため、自治体職員等の行政機関を対象にした不当要求事案が予想されることから、各種行政機関を対象とした講習会の開催等の指導を強化した。

⑹　不当要求防止責任者講習会及び企業単位での講習会の実施

暴力団対策法に基づく「不当要求防止責任者講習会」については、講習内容の充実を図り、事業所における不当要求行為の被害防止対応策等の向上を図った。

⑺　暴力団員の組織からの離脱に対する支援活動の推進

暴力団員の組織離脱・就労支援を積極的に推進するために、次の活動を行った。

ア　組織離脱・就労等の相談を受け暴力団離脱者支援を迅速かつ誠実に対応

イ　矯正教育・保護更生機関との積極的な連携
ウ　雇用賛同企業の幅広い確保
エ　警察等関係機関・団体への援助要求
オ　受刑者に対する暴力団離脱・社会復帰講習

⑻　暴力団事務所の使用差止請求
警察、弁護士会等関係機関と情報の共有を図った。

⑼　その他
暴力追放推進委員制度の効果的な運用
９月１５日、暴力追放推進委員の活動促進のため、暴力団員の活動状況の情報交換や暴力追放運動推進のあり方等について暴力追放推進委員に対し、研修会を開催した。

３　活動結果
⑴　暴力団追放意識の普及・高揚
ア　広報、資材作成、活用
(ｱ)　広報紙等

４月
暴追センター案内パンフレット　3部
全国センターだより第１０６号　110部

５月
暴力追放運動推進ポスター　40枚
暴排ステッカー　40枚
書籍購入要求に対する対応要領　40部
悪質クレーマー対策　40部
不当要求防止責任者講習教本　40部
企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　40部
暴排のススメ　40部
暴追センター案内パンフレット　45部

６月
暴力追放運動推進ポスター　168枚
暴排ステッカー　168枚
書籍購入要求に対する対応要領　168部
悪質クレーマー対策　168部
不当要求防止責任者講習教本　168部
企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　170部
暴排のススメ　168部
暴追センター案内パンフレット　170部

７月
暴力追放運動推進ポスター　261枚
暴排ステッカー　261枚
書籍購入要求に対する対応要領　261部
悪質クレーマー対策　261部
不当要求防止責任者講習教本　261部
企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　265部
暴排のススメ　261部
暴追センター案内パンフレット　265部
暴追かごしま第３２号　4000部

10月
暴力追放運動推進ポスター　82枚
暴排ステッカー　82枚
書籍購入要求に対する対応要領　82部
悪質クレーマー対策　82部
不当要求防止責任者講習教本　82部
企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　85部
暴排のススメ　82部
暴追センター案内パンフレット　85部
全国センターだより第１０８号　110部
暴追情報第１２５号　4000部

11月
暴力追放運動推進ポスター　82枚
暴排ステッカー　82枚
書籍購入要求に対する対応要領　82部
悪質クレーマー対策　82部
不当要求防止責任者講習教本　82部
企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　85部
暴排のススメ　82部
暴追センター案内パンフレット　85部

12月
暴力追放運動推進ポスター　145枚
暴排ステッカー　145枚
書籍購入要求に対する対応要領　145部
悪質クレーマー対策　145部
不当要求防止責任者講習教本　145部
企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　150部
暴排のススメ　145部
暴追センター案内パンフレット　150部

８月 暴力追放運動推進ポスター　48枚 暴排ステッカー　48枚 書籍購入要求に対する対応要領　48部 悪質クレーマー対策　48部 不当要求防止責任者講習教本　48部 企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　50部 暴排のススメ　48部 暴追センター案内パンフレット　50部 全国センターだより第１０７号　110部 ９月 暴力追放運動推進ポスター　38枚 暴排ステッカー　38枚 書籍購入要求に対する対応要領　38部 悪質クレーマー対策　38部 不当要求防止責任者講習教本　38部 企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　90部 暴排のススメ　38部 暴追センター案内パンフレット　40部	１月 暴力追放運動推進ポスター　52枚 暴排ステッカー　52枚 書籍購入要求に対する対応要領　52部 悪質クレーマー対策　52部 不当要求防止責任者講習教本　52部 企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　192部 暴排のススメ　55部 暴追センター案内パンフレット　55部 全国センターだより第１０９号　110部 暴追情報第１２６号　4200部 ２月 暴力追放運動推進ポスター　57枚 暴排ステッカー　57枚 書籍購入要求に対する対応要領　57部 悪質クレーマー対策　57部 不当要求防止責任者講習教本　57部 企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　60部 暴排のススメ　60部 暴追センター案内パンフレット　60部 ３月 悪質クレーマー対策　35部 企業等対象暴力の現状と暴力団情勢　35部 暴排のススメ　5部 暴追センター案内パンフレット　5部

(ｲ)　資材の購入等

県民大会での記念品の配布

令和５年度開催の「第３２回暴力追放県民大会」において「暴力団追放、暴力団追放三ない運動プラスワンのスローガン」を名入りした記念品（ボールペン）を８００本製作し、参加した暴排関係機関・団体、各地域、各職域等に配布した。

イ　暴力団対策研修会等(法定責任者講習会を除く)

事業所及び地域、職域、団体の各種会合等の機会を利用し、暴力団追放講話、暴力団対応要領講習、暴力団排除のＤＶＤ上映を行うなど暴力団対策の研修会を実施した。

実施日、会合名、参加人員は次のとおりである。

・　４月２４日	第５０４回鹿児島企業防衛対策協議会例会	３２人
・　５月１７日	第５０５回鹿児島企業防衛対策協議会例会	４４人
・　７月１８日	第５０７回鹿児島企業防衛対策協議会例会	４４人
・　７月２７日	(株)大林組鹿児島地区暴力追放講習会	５０人
・　８月２２日	第５０８回鹿児島企業防衛対策協議会例会	４３人
・　８月２８日	馬毛島基地施設整備施工業者対象暴排講習会	４７人
・　９月２０日	第５０９回鹿児島企業防衛対策協議会例会	４３人
・　９月２６日	鹿児島県生命保険防犯対策協議会令和５年度総会	５４人
・１０月１９日	第５１０回鹿児島企業防衛対策協議会例会	４４人
・１１月２１日	第５１１回鹿児島企業防衛対策協議会例会	３９人
・１１月２８日	鹿児島県証券警察連絡協議会第１７回総会	１５人
・　１月２３日	鹿児島県損害保険防犯対策協議会令和５年度総会	４０人
・　１月２６日	第５１２回鹿児島企業防衛対策協議会例会	５３人
・　２月２７日	第５１３回鹿児島企業防衛対策協議会例会	４３人
・　３月１９日	第５１４回鹿児島企業防衛対策協議会例会	４４人
	計１５回	６３５人

ウ　街頭広報等

・　暴力団追放ポスター及び暴力団排除ステッカーを事業所へ配布　（各９７３枚）

⑵　暴力団排除活動に対する強力な支援

ア　企業内暴力団排除組織への情報提供

企業防衛対策協議会、公共事業体等暴力追放連絡協議会、ゴルフ場防犯協会、ホテル暴力団排除連絡協議会、寄付企業、賛助会員等に対し暴力団排除に関する情報を提供した。

月	情報紙名
７月 １０月 １月	暴追かごしま第３２号 暴追情報第１２５号 暴追情報第１２６号

イ　企業訪問活動

活　動　内　容	月　別　訪　問　事　業　所		計
企業等への訪問又は来訪による暴力団の介入実態把握、企業防衛対策等について教示	４月　42か所 ５月　19か所 ６月　28か所 ７月　38か所 ８月　28か所 ９月　28か所	１０月　24か所 １１月　22か所 １２月　30か所 １月　27か所 ２月　19か所 ３月　27か所	３３２か所

ウ　ＤＶＤ等貸出

月	貸　　出　　先
４月	県警組対課へ貸出
６月	ＮＯＳＡＩかごしま職員研修
７月	鹿児島市役所職員研修
９月	大福コンサルタント社員研修
１０月	鹿児島市役所職員研修
１１月	鹿児島市役所職員研修、遊技業協会講話（県警へ貸出）
１２月	県地域振興局職員研修
１月	鹿屋商工会議所会員研修
２月	株式会社鹿島社員研修

⑶　暴力相談に対する適切な対応

ア　受理件数（(　)内は暴力団等の内数）

活　動　内　容	月別相談受理件数（件）		計
暴力相談の受理、調査結果について必要な対応策を教示又は関係機関へ引き継ぐ	４月　94(3) ５月　91(4) ６月　76(3) ７月　76(3) ８月　71(8) ９月　68(3)	１０月　67(4) １１月　74(7) １２月　58(4) １月　77(7) ２月　77(2) ３月　121(5)	９５０件 （５３）

イ　受理内容の状況（(　) 内は暴力団等の内数）

相談内容による区分	件数
暴対法事案と認められるもの	
刑事事件と認められるもの	
刑事事件以外の不当要求事案	1(1)
民事事件と認められるもの	
債権取立てに絡むもの	
不動産賃貸借に絡むもの	
金銭貸借に絡むもの	
手形割引に絡むもの	
企業倒産債権整理絡み	
交通事故示談等に絡むもの	
売買代金等に絡むもの	
その他、民事に絡むもの	
訴訟費用等貸付に絡むもの	
その他	949(52)
合計	950(53)

処理区分	件数
警察へ通報・処理依頼	
弁護士へ処理依頼	
他機関へ処理依頼	
センターで終結	950(53)
合計	950(53)

⑷　少年に対する暴力団の影響排除活動の推進

ア　少年に対する影響排除事業

少年に対する暴力団の影響排除のため、警察・防犯団体等と緊密な連携を取り暴力団予備軍等の実態把握に努め必要な措置をとった。

イ　研修会の開催

・　６月２７日、鹿児島ブロック少年指導委員研修会を開催し、暴力団の現状と対策、少年の非行情勢、対応要領等に関する研修を実施した。

・　９月１５日、暴力追放推進委員研修会を開催し、暴力団の現状認識と警察及び少年指導委員をはじめ各種防犯・団体との連携強化など活動要領等に関する研修を実施した。

⑸　行政対象暴力に対する指導の強化

ア　各種団体等に対する研修会の実施

不当要求防止責任者講習会等に行政機関担当者を積極的に参加させるとともに、公共事業体等暴力追放協議会の定例会において暴力排除の講演を行ったほか、国の出先機関に対し暴力団排除条項への取組みを指導した。

イ　特別研修会の実施

実施日、会合名、参加人員は次のとおりである。

・　４月２５日　第１５１回公共事業体等暴力追放鹿児島地区協議会定例会　２１人
・　８月２４日　第１５２回公共事業体等暴力追放鹿児島地区協議会定例会　２０人
・　９月１１日　国土交通省九州地方整備局暴力団等追放連絡協議会　３０人
・１１月１４日　鹿児島地域振興局不当要求行為等対策研修会　３５人
・１２月１４日　第１５３回公共事業体等暴力追放鹿児島地区協議会定例会　２１人
計５回　１２７人

⑹　不当要求防止責任者講習会

暴力団対策法に基づき各警察署単位で選任された事業所の責任者に対し、暴力団員による不当要求被害防止のための不当要求防止責任者講習を実施し、暴力団等への対応技術の向上を図った。

ア　講習会の実施状況

月　日	実施地	対象企業	人員	種　別	月　日	実施地	対象企業	人員	種　別
5.24	種子島	各種事業	11	定・選	10.11	薩摩川内	各種事業	43	定・選
5.29	日　置	〃	29	〃		いちき串木野	〃	8	〃
6. 7	瀬戸内	〃	44	〃	10.18	徳之島	〃	11	〃
6.14	屋久島	〃	7	〃	10.25	伊佐湧水	〃	20	〃
6.20	中　央	〃	117	〃	11.15	奄　美	〃	32	〃
7. 4	西	〃	122	〃	11.21	志布志		26	〃
7.19	南	〃	106	〃	12.13	鹿　屋	〃	52	〃
7.25	南九州	〃	33	〃		肝　付	〃	26	〃
8.16	姶　良	〃	29	〃	12.19	霧　島	〃	67	〃
8.23	錦　江	〃	19	〃	1.17	出　水	〃	40	〃
8.28	馬毛島企業体	特定事業	47	臨・選	1.24	さつま	〃	12	〃
9. 7	指　宿	各種事業	10	定・選	2. 7	曽　於	〃	36	〃
9.20	南さつま	〃	26	〃	2.13	阿久根	〃	21	〃
	枕　崎	〃	2	〃					

うち、オンライン講習は、７回（種子島、南さつま・枕崎、徳之島、伊佐湧水,志布志、出水、曽於），集合講習は、１７回　　計２４回　９９６人

イ　講習用資機材等の整備・活用

不当要求防止責任者講習会において、パソコン・ＤＶＤ／ビデオ・プロジェクター等の視聴覚教材を活用した。

⑺　暴力団員の組織からの離脱に対する支援活動の推進

ア　支援企業の確保

現在、２８社を確保している。

イ　入所者に対する離脱指導

令和５年度中は、刑務所等から暴力団離脱指導の依頼はなかった。

ウ　対策協議会の開催

９月１日、暴力団離脱者社会復帰対策協議会を開催し、組織離脱及び就労支援の現状並びに社会復帰対策推進方策についてそれぞれ情報交換し、連携強化を確認した。

⑻　暴力団事務所の使用差止請求

暴力団事務所周辺の住民等の暴力団事務所撤去運動の動向の把握もなく、また、暴力団事務所に関する相談も受理していないが、警察、弁護士会等関係機関と情報の共有を図った。

⑼　その他会議等

開催日、会合名、出席状況は、次のとおりである。

- ４月２０日　鹿児島県警備業協会令和５年度第１回理事会
- ４月２０日　全国相談委員等研修会
- ４月２８日　鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会幹事会
- ５月１６日　鹿児島県警備業協会令和５年度定期総会
- ５月　２日　暴追センター令和５年度第１回通常理事会
- ５月２３日　第７３回社会を明るくする運動鹿児島県推進委員会
- ５月３０日　暴追センター令和５年度定時評議員会
- ６月　６日　鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会総会
- ６月２７日　少年指導委員研修会

・　７月　５日　第４６回民暴研究会
・　７月１３日　九州ブロック暴追センター連絡協議会定例会
・　９月　１日　暴力団離脱者社会復帰対策協議会
・　９月２１日　全国専務理事会議
・１０月１９日　鹿児島県医師会防犯協議会役員会
・１１月２８日　犯罪被害者支援フォーラム２０２３ in かごしま
・１２月２２日　鹿児島県再犯防止推進フォーラム in かごしま
・　１月１８日　鹿児島県医師会防犯協議会特別講演会
・　２月２２日　令和５年度九州ブロック民暴研究会
・　３月　６日　鹿児島中央地区被害者支援ネットワーク総会
・　３月２２日　鹿児島県銀行警察連絡協議会令和５年度運営委員会
・　３月２６日　鹿児島県警備業協会令和５年度第３回理事会